平成29年度 議会基本条例の検証に伴う協議状況一覧

検証項目	協議内容	協議状況
市民懇談会での意見 の活用	市民懇談会においては、テーマに沿った市民の意見、あるいは市政全般に係る市民からの要望を聴取し、聴取した意見は議会として整理し公表している。しかし、その活用は各議員に委ねられており、議会として政策立案等に十分に活用できているとは言い難い状況にあることから、市民懇談会での意見を議会として更に活用するための方策を協議する。	広報広聴委員会において、本件を踏まえて、今年度の市民懇 談会の運営方法を協議する。
タブレット端末の導入		議長が指名する議員で構成するワーキングチームによって、生 駒市議会におけるタブレット端末の仕様の検討や、導入に対す る問題点の抽出と課題の整理を行い、その結果をもって導入の 是非について協議する。
専決処分の範囲	平成26年12月を開発して、地方自 治法第180条に基づき、地の範 を拡大したところで、 要に係る専決処分が頻繁に行われたところで、 要に係る専決処分が頻繁に行われて 要とになる事とので、 員会において、 議長が必要して 会において 、でででする。 は、 を行われる。 しいながら、 による。 を行われる。 しいながらは のいる。 による。 をでいる。 にないでは のいる。 にないでは のいる。 にないでは のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のいる。 にない のい。 に、 のいる。 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	地方自治法第180条に基づく専決処分事項を指定した以降 の、専決処分事案(平成27年度・28年度)を検証し、協議す る。
常任委員会における 所管事務調査に基づ く政策提案に関する 指針の運用に伴う条 例改正	昨年度の検証において、議会基本条例第13条第3項の改正が必要であることが確認されたことから、具体的な改正内容について協議する。	常任委員会における所管事務調査の実施状況に即して、議会 基本条例第13条第3項の改正内容について具体的な提案に 基づき協議する。